

国公女性協 News

2017. 8. 4

NO. 274

国公労連女性協議会

TEL 03-3502-6363

E-mail: joseikyo@kokko.or.jp

両立支援制度の拡充、長時間勤務改善、非常勤職員の待遇改善など、働きやすい職場環境ををまとめて交渉

国公労連女性協は2017年7月5日(水)、「働きやすい職場環境を求める要求書(以下、要求書)」を人事院に提出し、交渉を行いました。参加者は単組代表3名と女性協役員5名で、人事院側は職員福祉局職員福祉課田中課長補佐が対応しました。

提出した要求書は、休暇、妊娠・出産にかかる要求、両立支援制度、労働時間、健康確保、職場の安全、非常勤職員の労働条件改善、高齢期の働き方など多岐にわたり、どれも切実な要求です。人事院としての役割を十分に発揮するよう強く求めました。参加者からは、

- ▶ 子どもにとって小学校入学は大きな環境の変化であり、心身とともにバランスを崩しやすい。子どもの看護休暇、育児時間の対象年齢を義務教育まで拡大の要望が非常に多い。
- ▶ 20歳代の若年性乳がんが増えていることから、若年者も検診対象としてほしいとの要望が大きい。人事院として乳がん等の検診の指針を示してほしい。
- ▶ 不妊治療は精神的にも経済的にも負担が大きい。有給休暇では不足する場合もあり、不妊治療のための休暇の新設をしてほしい。
- ▶ 発達障害の子は小学校に入ってから、専門病院の通院のほか、訓練にも通う必要がある。すべて親の付き添いが必要であり、現行の休暇制度ではまかないきれないものがある。また、超過勤務縮減対策を有効性あるものにする。
- ▶ プレミアムフライデーには5時に電気を消して、土日に休日出勤をしている職員がいるなど

本末転倒である。組合で超勤実態アンケートを実施、女性でも月平均54時間の超勤をしている。このままでは、結婚、出産、育児などの将来を見通せない。特に本省は国会質問対応で超勤が増えている。人事院として対応を求める。

- ▶ 窓口業務やチームで行う業務の場合フレックス制度が使いつらい所もある。育児のための両立支援制度の対象年齢を義務教育年齢まで引き上げてほしい。
- ▶ 交代制勤務の11時間インターバル制度を実効性のあるものとなるよう指導してほしい。病院によっては16時間働きづめという事例も出ている。
- ▶ 介護の短期休暇は、2週間以上の介護要件があり、急病等には対応出来ず、使い勝手が悪い、2週間の介護要件を外してほしい。

そのほか、「家族のための看護休暇の新設の要求」「再任用時の年次有給休暇繰越の改善要求」「転居を伴う異動を登用の条件としないこと」など、両立支援制度の拡充、長時間勤務の縮減の発言が多く出され、また、職場環境の改善につながる新制度の要求などを行いました。

人事院からは、民間準拠という観点から公務独自の制度拡充等は難しいという回答で、従前を超えるものは出されませんでした。交渉については、職場の実態を伺う機会として重要であり、各部署で共有していることを改めて強調されました。また、今回強い要求として各単組から発言があった不妊治療の支援については、「政府が不妊治療と仕事の両立に関する民間の実態調査等を行うこととしており、人事院としても民間の状況等を注視していく」と回答しました。

